

広島県告示第七百三十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

竹原市福田町字西新畑一二八一番一三地先市道敷の一部、竹原市福田町字東新畑二三九番三の一部、二九三番一の一部、二九五番の一部、三五二番二七の一部、三五二番二九の一部、三五二番三二の一部、竹原市忠海長浜二丁目七二八番三、三〇三五番一三の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

竹原市福田町字西新畑一二八一番一三地先市道敷の一部、竹原市福田町字東新畑二三九番三の一部、二九三番一の一部、二九五番の一部、三五二番二七の一部、三五二番二九の一部、三五二番三二の一部、竹原市忠海長浜二丁目七二八番三、三〇三五番一三の一部